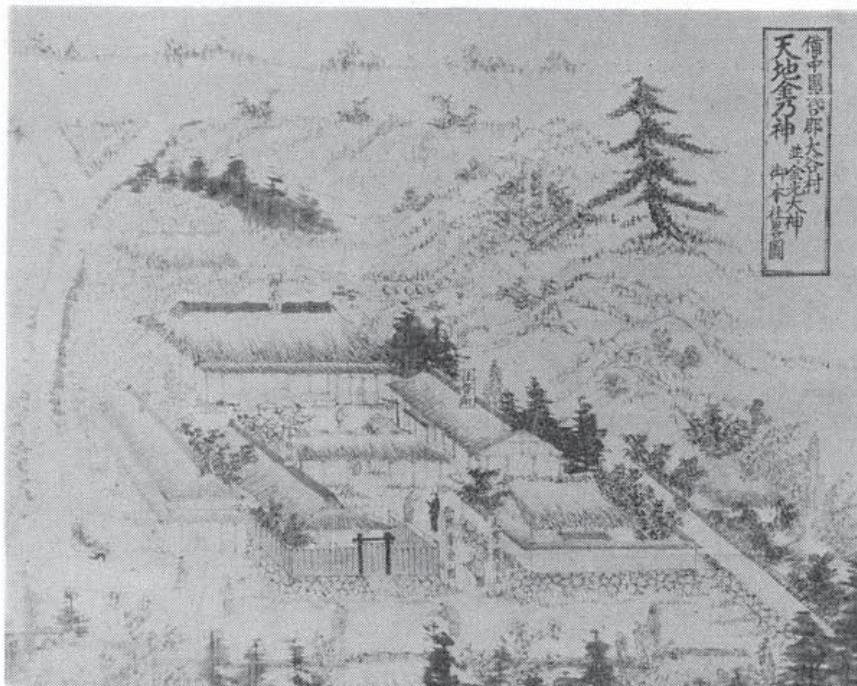


絵と資料でたどる

# 金光大神のご生涯



備中國浅口郡大谷村  
天地金乃神 並金光大神  
御本社図

名古屋教会初代教長 谷村卯三郎氏が、  
おんもとやしろう  
御本社（教祖広前）周辺を絵に残したいと画  
家を連れて参拝され描かせた。明治二十年ご  
ろの境内の絵図である。



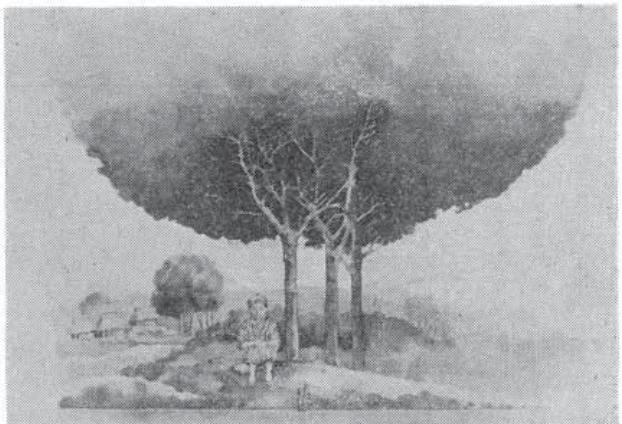
# 一、生い立ち

香取家（教祖生家）系図

「金光大神御覚書」

千之助—十平  
長女（早世）  
好之丞  
長男  
二女  
志も

三男  
一男  
三女  
一女  
五男  
四男  
彦助  
平八郎  
繁右衛門  
源七（教祖）



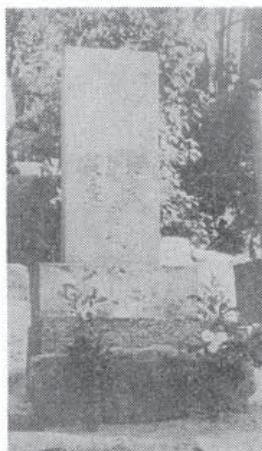
教祖は、江戸時代の終わりごろ、文化十一(一四〇)

年旧暦八月十六日（新暦九月二十九日）、現在の金光町占見の貧しい農家、香取十平、志もの次男として生まれ、信心ごころの厚い父と、慈愛心にとむ母によって育てられた。

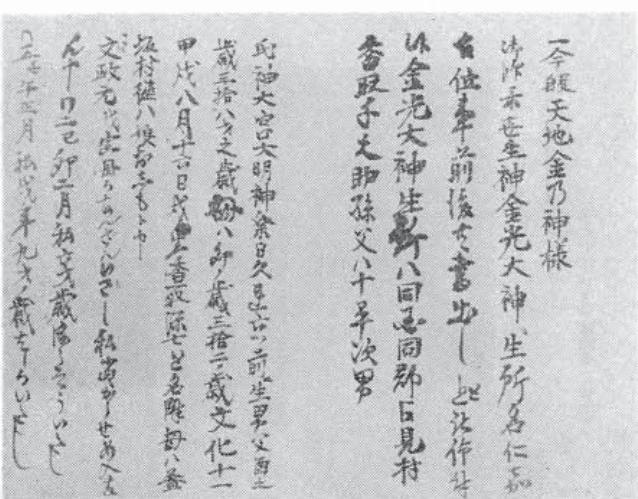
体は弱く、おとなしい性格であった。池の堤でもの思いにふけたり、お宮の形などをつくって拝むまねをして、一人で遊んでいることが多かつたという。



大宮神社（占見村の氏神）



両親の奥城



「金光大神御覚書」（冒頭の箇所）

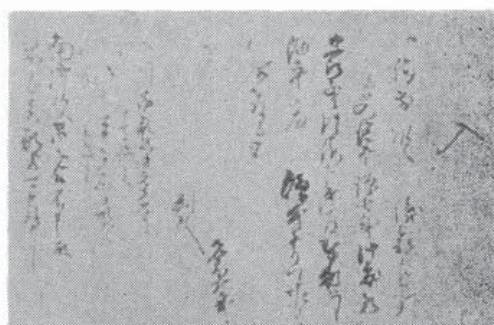
明治七(一八七四)年十一月二十三日、神は教祖に信仰自叙伝ともいえる「金光大神御覚書」の執筆を命じた。  
内容は、出生から筆をおこし、成人して人生の苦難にとりくむ中で、しだいにおかげを受けるようになり、そこにおのずと取次の道が開けてきた事実が、ありのままに書きつづられており、明治九年五月の条で終っている。  
現存しているものは、金光宅吉（教祖の五男）が筆写したものである。

## 二、養子入り

川手家（養家）系図



教祖幼少時代事跡関係地図



### 養子縁組の記録

（文政十年「御用諸願書留帳」）

入

一、備前領 浅口郡占見村

善蔵又從弟 源七郎（教祖）此度  
養子ニ引請申度奉存 奉願上候  
何卒被為 仰付被下候ハバ難有  
仕合奉存候 己上

桑次郎

引受手形名主 元右衛門

當テ

判頭

十七日渡  
四日宗門送手形入手

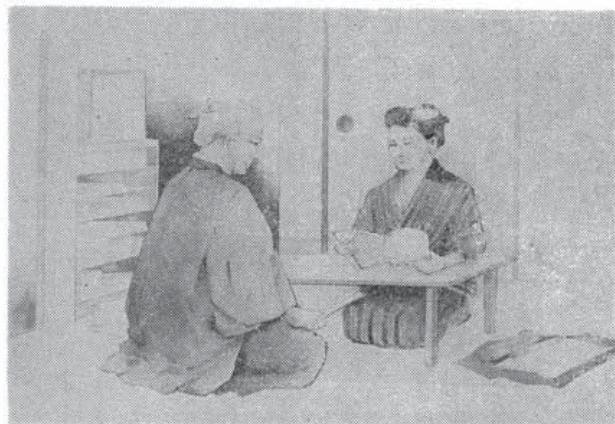
受取 渡

当御改間ニ合不申故  
来ル子春 願上可申事

文政八年（一八二五）年、十二歳の時に、川をへだてた隣りの大谷村、川手彌治郎、いわの養子となつた。その時、養父母が好きなことは何かとたずねると、「神仏に参ることが好きなので、休日にはこころよう参らせてください」と答えた。

又、きらいなものはと聞かれて、「麦飯がきらい」と答えた。麦飯が常食であつた当時の農民の暮らしからすると、とんでもない答えであったが、養父母は、麦一斗を米一斗にかえてまで米のご飯をたべさせた、という。

### 三、手習い

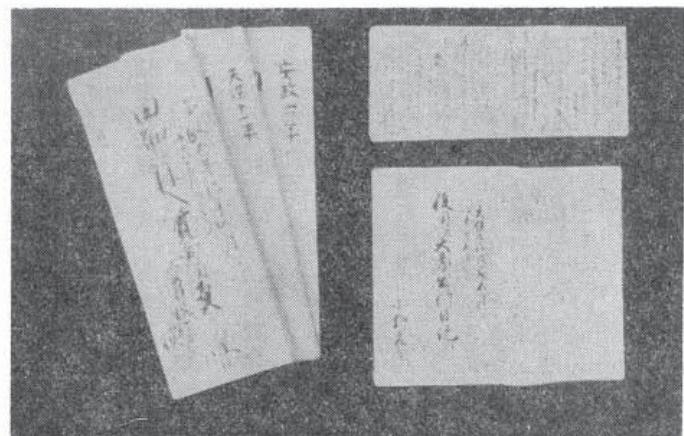


農民には「読み書き」はいらぬ、とされていた時代であったが、養父の配慮によつて、十三歳、十四歳の二か年、庄屋の小野光右衛門について、字を習わせてもらった。読み書きの手ほどきを受けるなかで、庄屋のすぐれた人格にふれ、その感化を受けた。

光右衛門は教養も深く、とくに天文や暦数にくわしく、また多年、地方の政治に力をつくし、業績をあげた重厚な人格者であった。



小野光右衛門画像



小野家文書

#### 小野家文書

小野家は、寛政四(一七九二)年以来、大谷村庄屋を世襲した地方の旧家であった。小野家文書は、この家に所蔵せられた、多数の公私文書である。最も古いものは寛永十二(一六三五)年にさかのぼる。

小野光右衛門、四右衛門二代にわたる記録は、詳しく的確であり、幕末の大谷村の事情がよくわかる。又、教祖の生活記録の裏づけともなるものである。

#### 小野光右衛門

天明五(一七八五)年大谷村庄屋 小野本兵衛の長男として生まれた。地方には、まれな学識者であり施政者であった。十七歳の時より、大谷村庄屋を勤め、後には蒔田領内の庄屋全体をとりしきる大庄屋になるにあたり、総社市井手に移住した。

天文・和算・測量・暦法・方位鑑定などにすぐれ、著書も五十巻にのぼる。

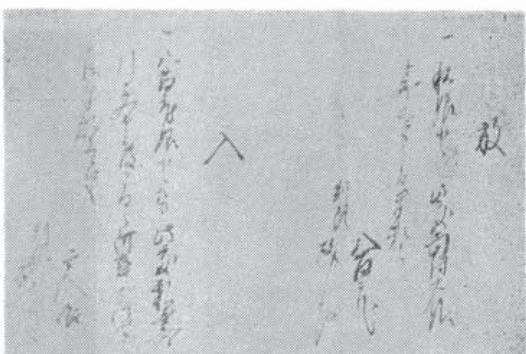
教祖は、十三・四歳の時に、光右衛門から、読み書きそろばん等の教えを受けたが、学問のみならず、人柄から受けた精神的感化も深かつた。その後も何かと関係が深く、教祖が住宅の改築を行なう時に、日柄方位の吉凶を調べてもらったこともある。

安政五(一八五八)年、七十三歳で没した。

## 四、家の相続



天保七(一八三六)年、二十三歳の時、義弟の鶴太郎が六歳で死に、後を追うように養父が死亡した。家をついだ教祖は、養父の遺言により姓を川手から赤沢に改めた。この年、隣りに住む古川八百蔵の娘とせ(十八歳)と結婚し、よく働いて田畠をふやし、風呂場と便所、門長屋等を次々に増築した。ところが、その建築のたびごとに、長男・亀太郎(四歳)、長女・ちせ(九か月)が死亡した。俗にいう金神の祟り障りであろうか、一家は不安に包まれた。



結婚の記録（天保十一年「御用諸類書留帳」）

(当時の届け出は、数年遅れて)

放

一、私娘とせ此度當村文治（教祖）

妻ニ遣申度奉願上候

八百蔵

判頭

磯右衛門

一、八百蔵娘とせ此度私妻ニ

引受申度奉存候 何卒被仰付被下

候様 奉願上候以上

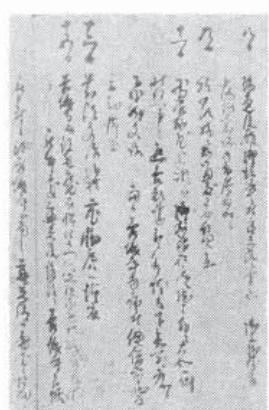
文治

判頭 磯右衛門



井手番の記録  
（嘉永三年「小割帳」）

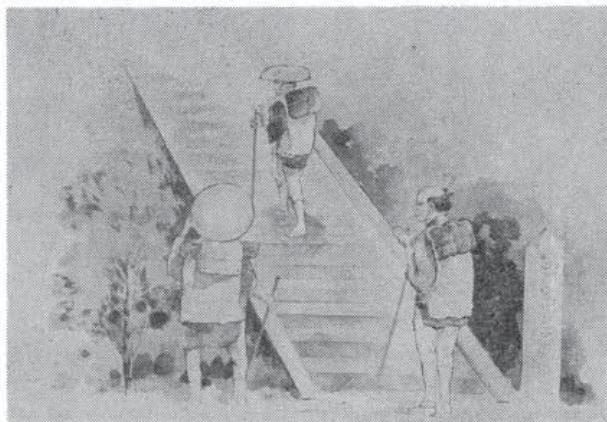
井手番とは、かんがい用水の調節や監視にあたる役目のことである。その調節は、作物の出来にかかわるので、公平でなければならず、重要な任務であった。教祖は、天保八(一八三七)年(二十四歳)から安政五(一八五二)年(四十五歳)まで二十一年間つとめた。



納銀飛脚の記録  
（天保九年「役用並天集出行日記」）

村の使いとして庄屋から、藩庁などに貨幣を送達する使いを納銀飛脚といい、教祖はたびたびこの役にあたった。大谷村から藩庁まで約二十キロメートルあり、その途中には他領もあり、渡場もあるので、確かな人物をこれにあてた。

五、お四国めぐり



弘化三(一八四六)年、三十三歳の厄年のことである。

当時の慣習では、親類縁者を招いて祝宴をはり、厄払いをするのであったが、教祖は、そのかわりに、「四国八十八か所」を巡って仏の加護を祈り、

巡礼者の多くは、けわしい坂をこえたり、深い谷をわたったりせねばならぬ札所は、街道から遙拝をしてすますのであつたが、教祖は、いちいちそこへ足を運び、心をこめて丁寧に巡拝した、と

お四国めぐりの記録

弘化三年 御用諸駕書籜帳

一、四国行

頤四十日限

理喜藏

秀吉父 源之

徳次郎内別 熊太郎

八日帰村仕候

四國宗門主米奧書之印

因目矣用得失與否之指

右之通相違無御座候。同中日數何十日限

帰村可致旨 地頭役場江相窺 聞濟之日

何用何由出立申付候 所々御闕所無滯

御通し可被下候 依而 奥書如件

御名 知行所

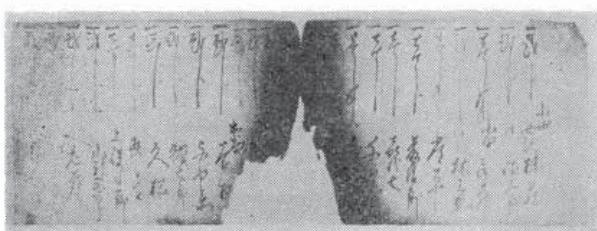
備中浅口郡大谷村

庄屋

お四国めぐりの餞別帳（表紙）

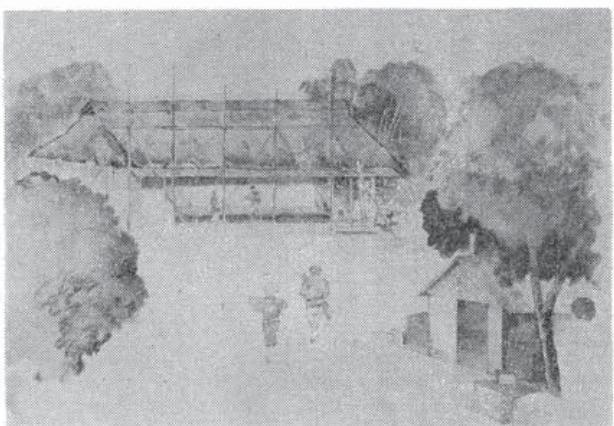


弘化三十九年  
錢覺 聲別 覺帳



六、住宅の改築

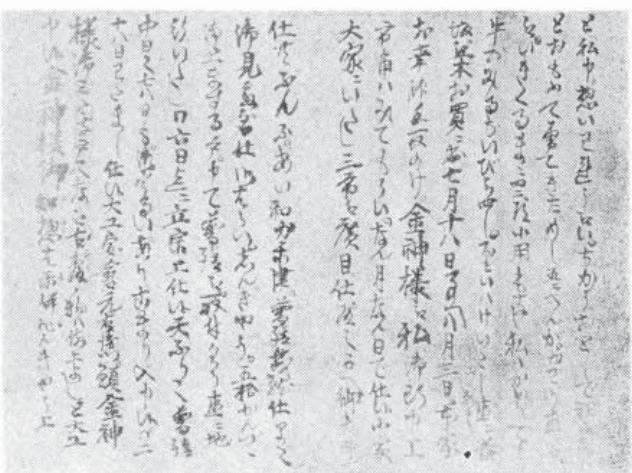
母屋改築の記録



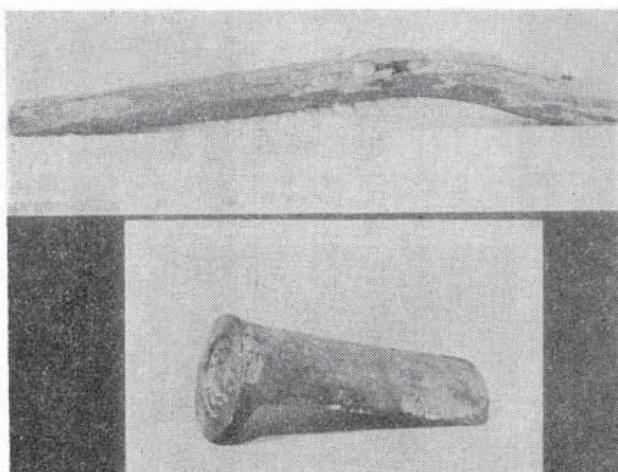
生活は豊かになり、家族も多くなつたので、嘉永三(嘉永)年、三十七歳の時、これまでの小さい家を建て替えることにした。方角を、その専門家の小野光右衛門に見てもらうと、「年まわりが悪い」と禁止された。

しかし、建て替える材料はすでに買い取つていい。困ったあげく、光右衛門に見直してもらい、きびしい条件つきでやつと許された。

り候。小家、大家にいたし、三方へ広め仕り、ど  
の方へご無礼仕るとも、凡夫相わからず。普請成  
就仕り、早々お神棚仕り、お祓、心経五十巻ずつ  
おあげまする」とおことわりをし、建築の成就を  
祈願した。



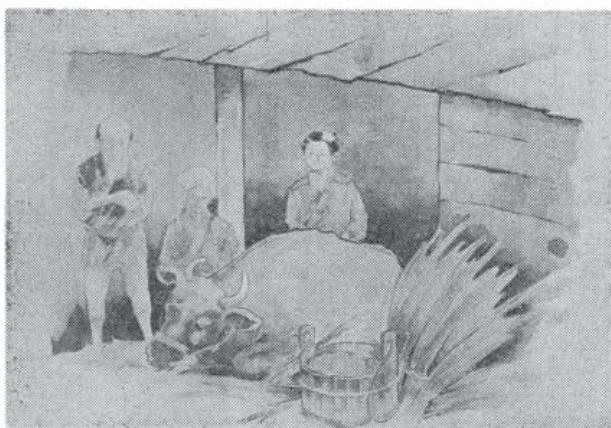
「金光大神御覺書」（嘉永三年七月）



母屋の棟木と丸瓦(現存)



七、金神七殺



この建築の最中に、あとづぎの楨右衛門（九歳）まきえもんが亡くなり、農家にとつて大切な飼い牛も死に、一年後、さらに二頭目の飼い牛も死んだ。ふしきなことに、二頭は同じ日に発病し、同じ日に死んだのであった。

養父、義弟の死以来つくった墓は七つ、おそろしい「金神七殺」を思わせる不幸の連続であつた。

年忌毎に生じた七墓を築く不幸（図表）

「金光大神御覺書」（安政五年十二月）

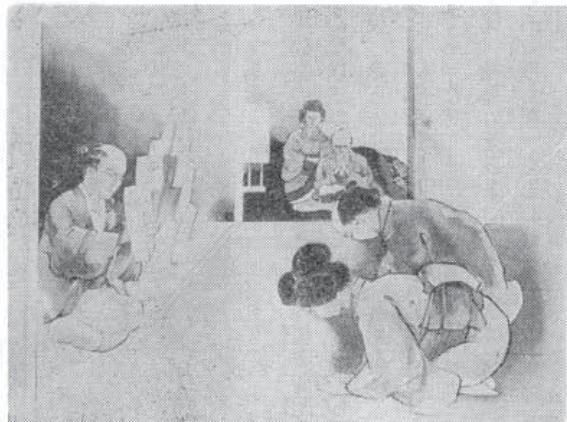
金神とは当時の庶民の生活を根強く支配していた陰陽道系の暦神の一つで、毎年方角を定めてめぐり歩くたたりの神である。この金神のいる方角をおかすと、そのたたりは本人はもとより、家族から家畜にまでおよび、七墓を作らせる、と恐れられていた。そのため金神よけ、金神封じの祈とうが山伏達によつてさかんにおこなわれた。

教祖は、その前半生において、この「金神七殺のたたり」を思わせる不幸を経験した。後年（安政五年）、この時の不幸をふりかえり、不幸の原因が天地金乃神様へのご無礼を知らなかつたことにあつたと、「金光大神御覚書」に述懐している。

金  
神

## 八、神との出会い

四十二歳の厄年参拝の社寺



四十二歳の厄年を迎えて、教祖は各地の宮寺に厄晴れの祈念をこめた。しかし、そのかいもなく、生きるか死ぬかの重いのどの病気にかかった。親類縁者による病氣全快の勢祈念の最中に、祈念を先導していた古川治郎に神がかりがあり、三十七歳の時の建築が金神に無礼になっていると、きびしくとがめた。

教祖は、「方角は見てもらいましたが、凡夫のいたしましたことゆえ、どこにどのようなご無礼があるかわかりませぬ」と詫びたところ、「その心根はよろしい、助けてやる」との神のことばがくだり、やがて全快した。これが、神のお陰の受けはじめであった。



四十二歳の厄年

教祖四十一歳の、安政元(一五八)年十二月二十五日四男が誕生した。いわゆる「四十二の二歳子」にあたる。父親の生命にさしさわる不吉な子で、育てない方がいいという俗習があった。

安政二年正月、教祖は四十二歳の厄年を迎えた。備前・備中・備後三国の著名な三つの社寺に参詣して厄晴れを祈念した。

正月四日、備後鞆の祇園宮・沼名前神社に雪の中を参拝、祈念のしるしに木札をもらって帰った。備中の吉備津神社は、大谷村を含めた備中一円の総氏神といわれており、正月十四日に参拝し、そこでは、お日供を供えて、金占いの神事を仕えてもらい、二度も釜鳴りし、出世の知らせにちがいないと思う出来事もあった。

備前の西大寺観音院では、元日から厄よけ祈願のための二週間の法会が営まれ、一月十四日夜には、祈願のこめられた宝木を参拝者が奪い合う会陽(俗に裸祭りともよばれる)が行なわれる。教祖は、吉備津神社参拝後、この西大寺観音院の会陽の夜に参った。

安政二年四月下旬、上述のごとく教祖は九死一生の大病となつたが、二十九日夜、神のおかげで全快することができた。

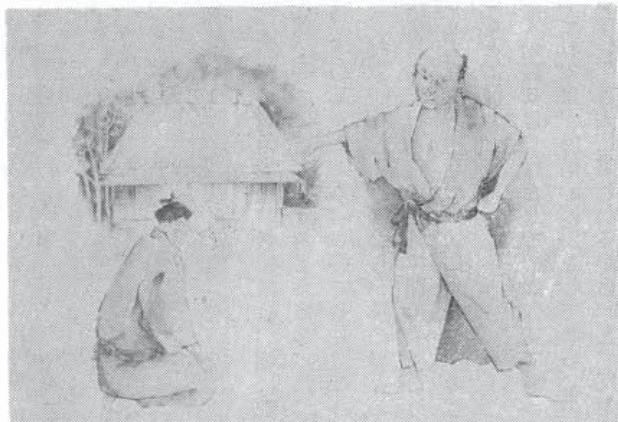
この日の神との出会いは、教祖にとって終生忘ることのできない信仰の原点ともいえるものであった。

九、神のたのみ

大病全快の後、教祖は月の内一日、十五日、二十八日の三日を、神参りの日にあてた。

四十四歳の十月、かねて金神を信仰していた実弟の香取繁右衛門に神がかりがあり、金神の宮の建築を教祖に頼んだ。教祖は、その費用の一切を受け持ち、弟が安心して神の御用ができるよう、心を配った。

四十五歳の正月、教祖は、弟を通して「神の言うとおりにしてくれ、その上に神と用いてくれ、神もよろこぶ。礼に神が直接受け返答をいたしてやる。何事も神を一心に頼め」との神のことばを受けた。



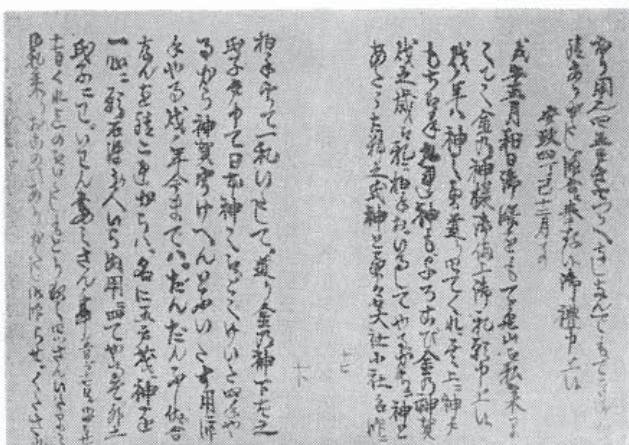
香取繁右衛門屋敷跡

実弟香取繁右衛門は妻の実家、亀山村（現倉敷市玉島）の難波家に同居して、その農作を助けていたが、小野うたによつて、金神信仰に導かれ、その信仰を進め、やがて金神に奉仕する身となつた。

このことによつて、上述のことく、教祖との関係がとり結ばれることになるのである。

繁右衛門が開祖となつたこの宗教は、のちに、金光町占見の香取に本部をもち、"香取金光教"と称することになった。

香取繁右衛門



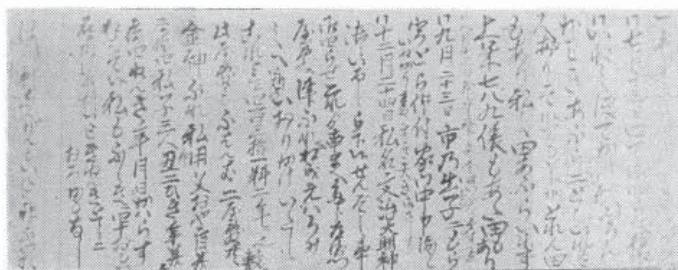
「金光大神御賞畫」(安政五年正月)

# 十、はだしの行



四十五歳の正月以後、教祖様は、朝に晩に自宅の神前で一心に祈念をするようになつた。その年三月、手の動きにより、ついで七月、ことばによつて、神意を知るようになり、神の導きのままに農業を営んだ。さらに九月、神の「一乃弟子」にとり立てられ、生活の一切について神の教えを受けることになった。

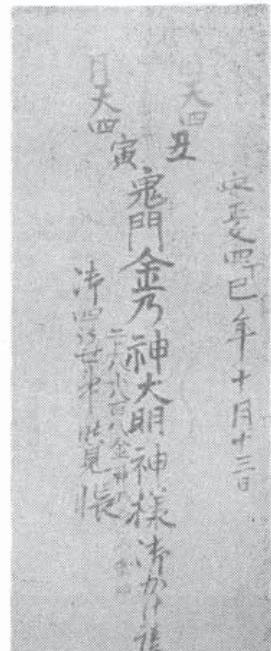
教えの最初は、はだしでの農作業であった。妻は「それでは、信心ばかりしてわらじの一つも作らない」と人に笑われるから」と、反対した。「それなら、わらじを持ってついて来てくれ」と、妻をさとし、神の教えどおりにする生活を貫いた。



「お知らせ事覚帳」（安政五年）

先祖についてのお知らせ（安政五年「お知らせ事覚帳」）

一、午年三月十五日 手ニ御四ら 年井二病四 ねんき年 月日もかせくたされ 名仁事も御うかろい  
申上 御の下くたされ 同七月十三日口で御四らせニ相成  
いねかり麦まき天き御さしず 同十二月二十四日 私名 文治大  
明御いるし被下候  
せんぞ之事 御四らせこれより南ま  
へ多郎左衛門屋敷津ふれニ相成  
元ハうみ之へり 四ぞのいおりかけいさし あれ迄ニ四百三拾一料  
二年也 此屋敷もふもん丈 二屋敷共 金神ぶれ 私用父おやこ  
月井二病四 私子三人 丑二ひき  
家内一同安心御礼申しあげ



教祖様みずから筆になるもので、教祖百年大祭に際し、新しく教典が編纂されるにあたって、初めて公にされたものである。安政四（五七）年、実弟香取繁右衛門の金神信仰とのかかわりから筆が起こされ、明治十六年帰幽直前までの二十六年間にわたって、教祖が神のおかけを受けた諸事跡と、その時々に受けた神のお知らせとが、ほぼ年代順に記されている。

「お知らせ事覚帳」（表紙）

お知らせ事覚帳

# 十一、隠居のねがい

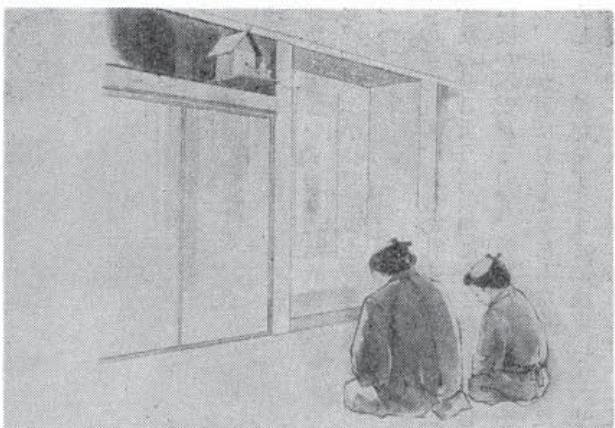
## 隠居の記録

(安政五年「宗門御改寺請名歲帳」)

右は、安政五(五九)年四月、隠居を許された。

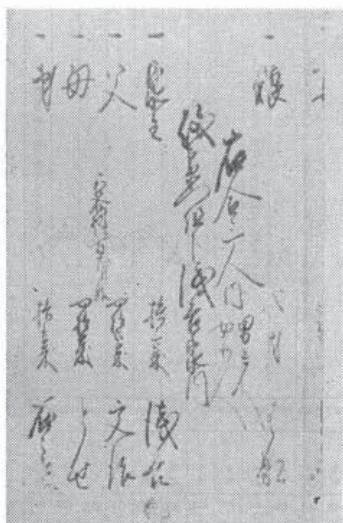
左は、安政六年のもので家主は浅吉に改まっている。

教祖は安政六(五九)年四月、隠居を許された。左は、文治(教祖)となっている。



何事も神の教えに従う生活の上に、いろいろと不思議なおかげがあらわれた。そのおかげをもとめて、いつしか人々から人々が参つて来はじめた。人が来るたびに、田畠から帰り、わが家の神前で、おかげの生活を話して聞かせ、それの人々の生活が立ちゆくように祈念した。

四十六歳の正月、神は、十五歳になつた伴の浅吉に家をゆずり、隠居をするように教祖をうながした。



宗門御改寺請名歲帳とは、キリスト教禁止のため、幕府が宗旨を調べて、氏名・年齢・継ぎ柄などを書きあげたもので、現在の戸籍台帳の役目もはたした。

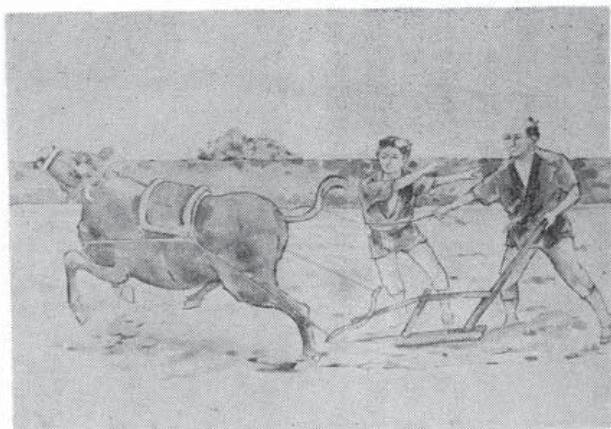
磯右衛門組下文治家内	一、家主	四拾五歳	文治
大谷村八百蔵娘	一、妻	三拾九歳	とせ
三拾九歳	一、伴	拾貳歳	浅吉

一、次男	拾 賴	石之丞
一、三男	四 才	卯之治
一、娘	七 才	くら
一、養母	浅口郡益坂仁太郎娘	さん
一、伴	六拾七歳	

右合七人 内男四三人

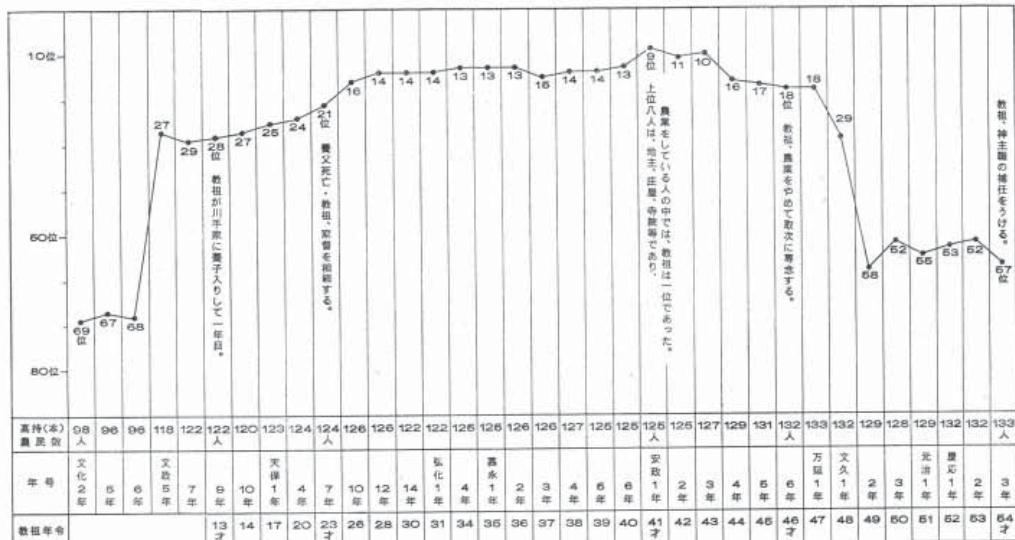
磯右衛門組下浅吉家内	一、家主	拾三歳	浅吉
一、父	四拾六歳		
一、母	四拾六歳		
一、弟	四拾六歳		
一、妹	五才		
一、弟	五才		
一、養母	八才		
一、武才	八才		
六拾八歳			
さん			
卯之治			
くら			
この			
さん			

## 十二、牛の使い渡し

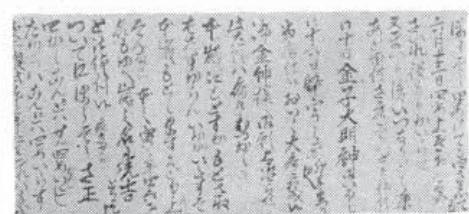


神から隠居を求められた教祖は、農業をやめるため、一年がかりで農事を浅吉にゆずりわたしていった。

この年の九月、最後の仕事として、神は浅吉に牛を使わせるように教祖に命じた。しかし、あまりに妻が不安があるので、教祖が使いかけをしたところ、牛があはれてどうにもならなかつた。思ひなおして、神が命するままに浅吉に使わせると、牛はおとなしく浅吉の意のままに動いた。神の教えに従うことの大切さを、いまさらのごとく、家族中が痛感するのであった。



教祖の村内における石高による順位図



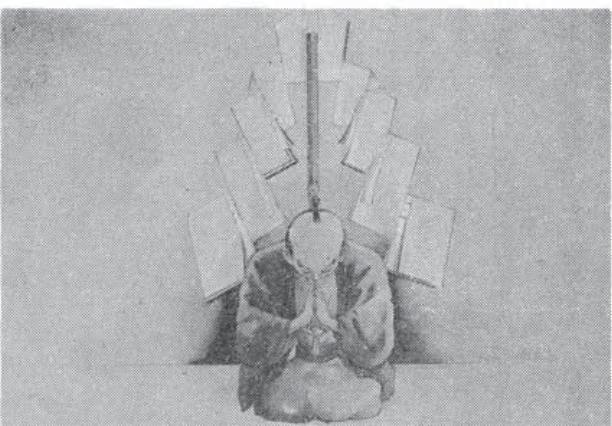
教祖が神号を「文治大明神」とはじめてさしきられたのは、安政五年十一月二十四日のことであり、安政六年六月十日、神号は更に「金子大明神」と改められた。このことは、教祖の信心が求道修行的内容をそなえるようになり、特に、自分一身一家のおかげを受けるばかりではなく、村人たちまで導き助ける働きをあらわしはじめるまでになつた、そこを神が認めて、その名として神が与えたもの、といつてよい。このように、神号は教祖の信心の内容や状況をみて名づけたものとするならば、信心が成長していくれば、神号もそれに応じて変っていく。そこで教祖の名は「文治大明神」となり、更に「金子大明神」と变成了のである。

「お知らせ事覚帳」  
(安政六年)

大明神」と变成了のである。信心内容をとらえた神号がそのままその人をさす名とされたのであり、人の名が同時にその人の神としての働きをあらわす名なのである。

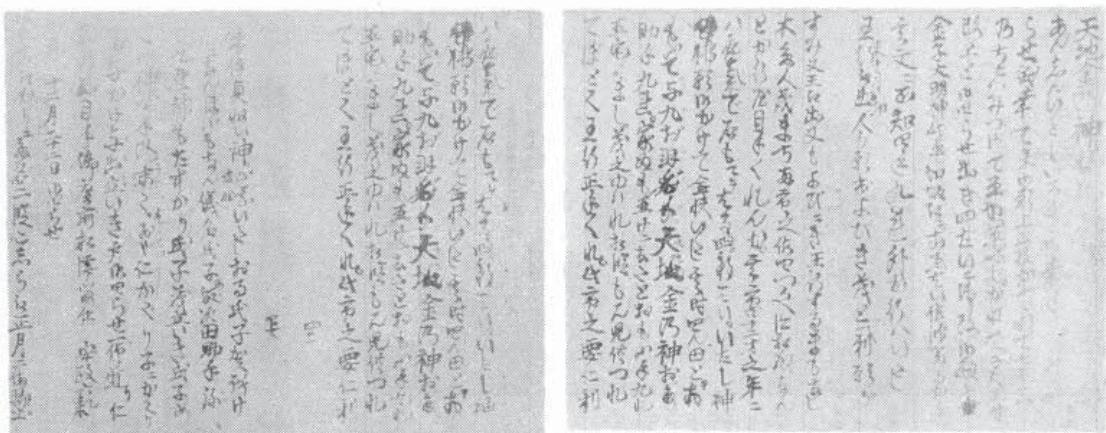
この年からすれば異様なことであろうが、実は、むしろこのほうが自然で意味があると思われるのである。

### 神号



一年中の農事の終了を待つて、神は教祖に五色の御幣をつくらせ、「この御幣を神前に供えたのを境に、農業を差しとめるから、そのように承知してくれ」と申し渡した。さらに、「世間に数限りもなく難儀をしているものがある。取次ぎ助けやつてくれ」と、神の願いをあきらかにした。

教祖はつっしんでこれを受け、自宅の神前に奉仕して、人を助け導く御用に専念することになった。安政六年（1859）旧暦十月二十一日（新暦十一月十五日）年のことで、教団では、この日を金光教の立教としている。



「金光大神御覚書」(立教神伝の箇所)

### 立教神伝

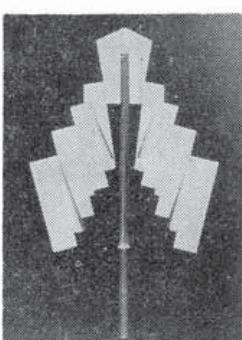
上述のとおり安政六年（1859）年、神は教祖に農業をやめて取次に専念することをたのんだ。そのときの神伝を記した「金光大神御覚書」上掲の箇所は、教団で「立教神伝」とよんでいる。

（解説文）

金子大明神、この幣切り境に肥灰さしとめるから、その分に承知してくれ。外家業はいたし、農業へ出、人が願い出、呼びに来、もどり。願いがすみ、また農へ出、またも呼びに来。農業する間もなし、来た人も待ち、両方のさしつかえに相成り。なんと家業やめてくれんか。其方四十二歳の年には、病氣で医師も手を放し、心配いたし、神仏願い、おかげで全快いたし。その時死んだと思うて欲を放して、天地金乃神を助けてくれ。

家内も後家になつたと思うてくれ。後家よりまし、もの言われ相談もなり。子供連れてぼとぼと農業しあつてくれ。

此方のように實意丁寧神信心いたしおる氏子が、世間になんばうも難儀な氏子あり、取次ぎ助けてくれ。神も助かり、氏子も立ち行き。氏子あっての神、神あっての氏子、末々繁盛いたし、親にかかり子にかかり、あいよかけよで立ち行き。



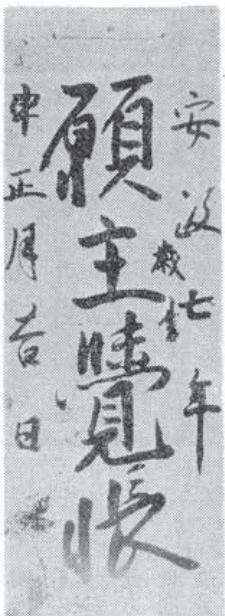
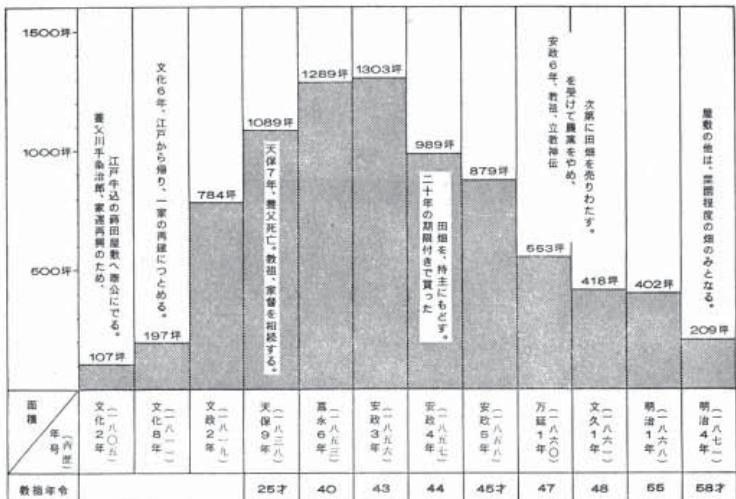
五色の幣

## 十四、神の教えどおりに



神の教えどおりに、農業をやめた教祖の生活は、家族をはじめ親類の者らにいい知れぬ不安を与えた。このような心配に対し、神は「子供の心配はすな。神が飢えさせはせぬ」とさとし、教祖もまた「食えれば食う。食えねば食わぬ」と心をさだめ、入口の軒下へ貯えてあつた米俵を積みあげた。

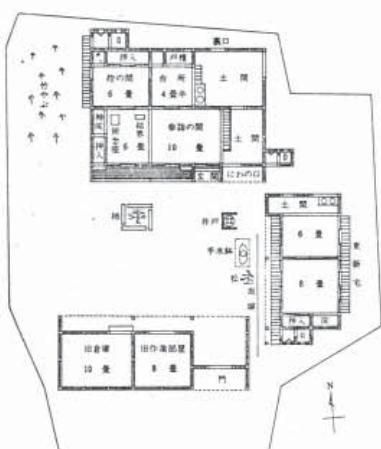
いぶかる家族に「これの尽きるころには、道も開ける。人が取つて行こうと、どうしようと、うち捨てておけ」と答え、生計の一切を神にまかせた。生活に入つた。



「願主歲書覺帳」（表紙）

安政七年正月、神は教祖に「神門帳」をとのえることを命じた。これは教祖の教えに帰依した者の名前を記した帳面で、この年の五月に、「願主歲書覺帳」と名づけられた。安政七年正月から慶応二年二月までの約七年間にわたっている。その間記された人の数は、四七五人（男二九四人、女一二〇人、不明六一人）である。

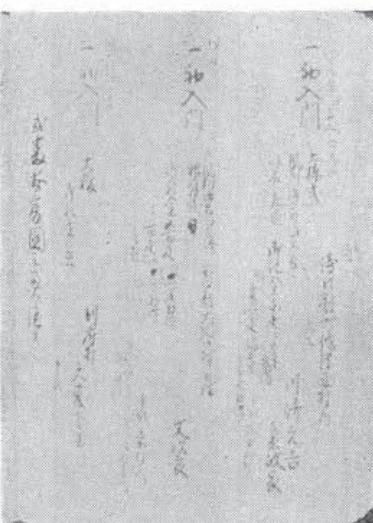
文久元年(六一)年、神は教祖に屋敷内の東側に八畳と、六畳、二間の座敷を建てるよう命じた。この建物の間取りはきわめて特異で、間口四間、奥行二間、俗に「四、二（死に）間」とよばれ、世間でもつともきらわれたが、なんらそれによらずれるところがなかつた。当時の人々は、この家はきっとつぶれるとうわさしたという。（この建物はつぶれることなく、のち移築され現存している。）



## 十五、修験者の圧迫



教祖の教えが、立教後一、二年もたたぬ間に、各地にひろがるに及んで、近辺の修験者たちはこれをこころよしとせず、教祖が布教資格を持たぬことを盾にし、広前にしばやって来て、神前の供え物を持ち去るなど、さまざまな圧迫を加えた。

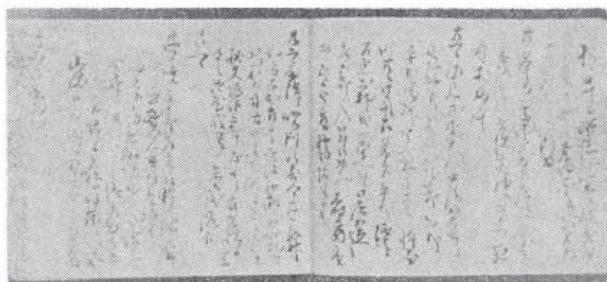


白川家入門の記録（元治元年「白川家門人帳」）

白川家入門

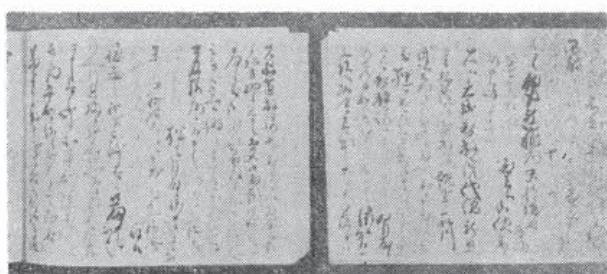
元治元（文久二年）年四月、教祖は布教資格を得るために、京都の白川家に入門し、自宅で「風折、淨衣、白差袴」を着用して神拝する許可を受けた。さらに慶応三（文久二年）年二月、神主職に補任され、公に布教する資格を得た。

白川家とは、平安時代後期から明治維新までの約八五十年間にわたり、神祇官の長官を世襲す一方、公然と布教できるように、京都の白川神祇伯王家に神主職補任のことを申請し、数年がかりで、その資格を得た。



圧迫の記録（文久二年「小野四右衛門日記」）

文久二（文久二年）年三月二十四日、蓮行院の山伏三名が庄屋をおとすれ、教祖の布教を違法として、それを差し止めを訴え、翌日には、教祖の広前に来て神具を持ち去つていった。上掲の資料は、その出来事を記した庄屋小野四右衛門の日記である。

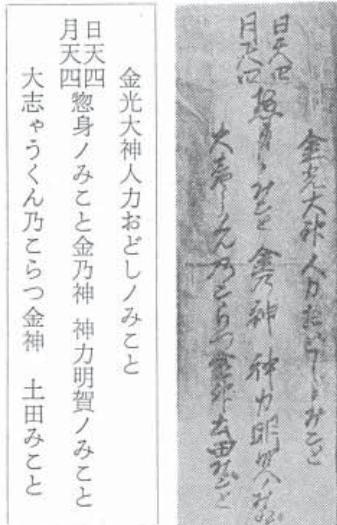


圧迫の記録（文久二年「小野四右衛門日記」）

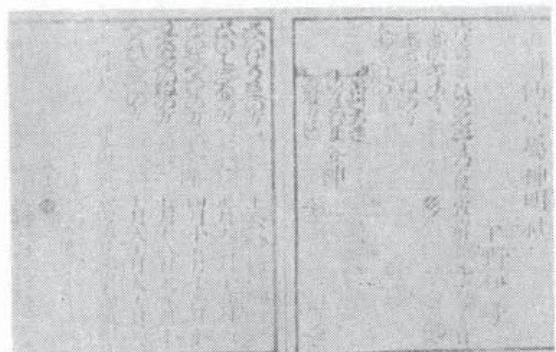
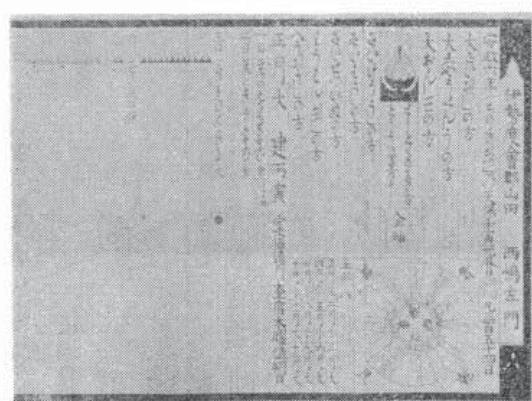
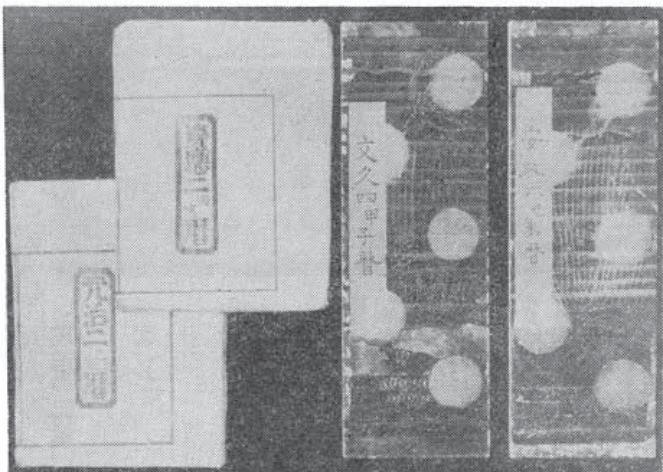
文久二年七月二十日、智教院の山伏二名が庄屋をおとすれ、「教祖が狸を使つて笠岡の者を苦しめるので、狸をひきとるようだ」と訴えた。上掲の資料は、その山伏との交渉のいきさつを記した箇所である。

## 十六、方位家相についての問答

松浦一太夫がさずかったお書付



当時の暦



明治維新前後のころのこと、方位・家相の学にひいだ足守藩の郡奉行松浦一太夫が、「方位・家相のことをいうに及ばぬ」と教える教祖のことを耳にし、けしからぬことであると、その道の書籍十巻ばかりをたずさえて訪れ、書物に書かれたことを盾にとって、教祖につめよった。

半日にわたる問答の末、「この大地のいずこたりとも、神の恩徳にもれるところはない」と説く教祖の教えにおそれいり、書物すべてを献じて入信した。

## 十七、前代未聞の道



明治三(一八七〇)年十月、教祖は、神から「信心辛抱の徳をもって、天地のしんと同根なり。神が礼を申す」とほめたたえられた。一乃弟子に貰い受けられてから十三年目のことであつた。

この年、失明がもとで参拝し、肉眼心眼ともに開けた岡山の人、白神新一郎は、明治四(一八七一)年「御道案内」を著わし、その書物の冒頭で、教祖を「お道びらきの祖神様」と拝し、「ご生質温和にして、威あって猛からず、農民よりいで給い、生きながら神とならせ給うことは、前代未聞」である、とその威徳をたたえた。この白神によつて、近畿一円から関東へと道が開かれた。

### 神号帳と一乃弟子改帳

神は、教祖をはじめ、家族や篤信者に対しても、それぞれの信心の度合に応じて神号、一乃弟子を許しており、明治元(一八六八)年九月二十四日、その名簿「神号帳」と「一乃弟子改帳」を作るよう、教祖に命じた。

しかし、この神号を授けることは、明治三(一八七〇)年九月藩主によって禁止された。これをうけてのことか、明治六(一八七三)年十月十日、神は、これまで神号を許されていた人々のすべてを「金光大神の一乃弟子」とした。

右の資料は、大正十四(一九二五)年の大教会所炎上の際、焼失をまぬがれた教祖直筆の神号帳の表紙の写真である。



### 教祖子女の改名と神号

文治(生神)	金光大神
とせ(一子大神)	一子大神
茂平	石之丞
延治郎	浅吉
一	金吉
一	金光正神
一	正才神
宇之丞	虎吉
一	宅吉
一	金光四神
一	末為神

## 十八、天地金乃神



明治に入つて宗教制度がかわり、教祖は神職としての資格を失い、一時はその布教活動が禁止されるなど、布教は困難をきわめた。しかし、このような逆境は、かえつて信心の本質をあきらかにするきっかけとなつた。

教祖は、「天の恩は知つても、地の恩は知らぬ」とさとし、「神は天地の守りであるから、はなれることはできぬ」と説いた。人間は、天地のふところに抱かれ、天と地の恵みに生かされて生きてゐる神のいとし子であり、信心すれば誰でもそのおかげを受けることができる、と教えた。この神は、人間をはじめ天地万物をその根源において成りたたせており、その名を「天地金乃神」という。

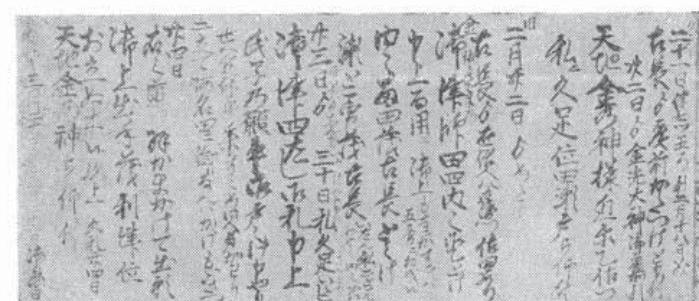
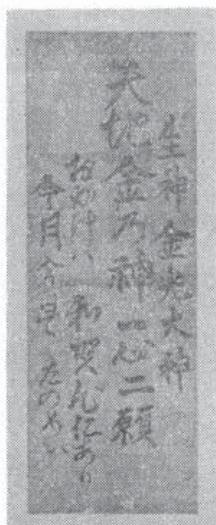
「お知らせ事覚帳」  
(明治六年)

(活字文)

布教さしとめの記録  
(明治六年「お知らせ事覚帳」)

明治六(一七八)年四月十一日、神は信心の本質を天地書附に表わし、書きためておくよう、教祖に命じた。信者らに天地書附を授ける時は、「これは守り札ではない。朝夕よく見える所にはつて、日々の信心の心得とせよ」と教えた。

上掲の「天地書附」は明治七(一七八)年一月、初代白神新一郎に授けられたものである。

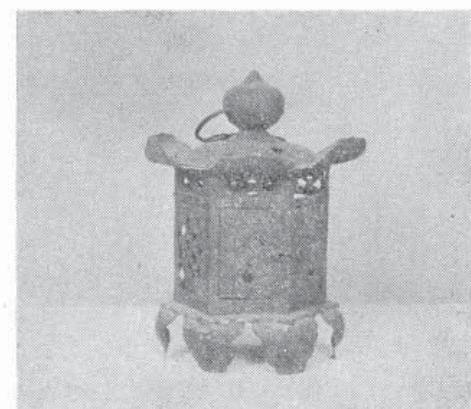
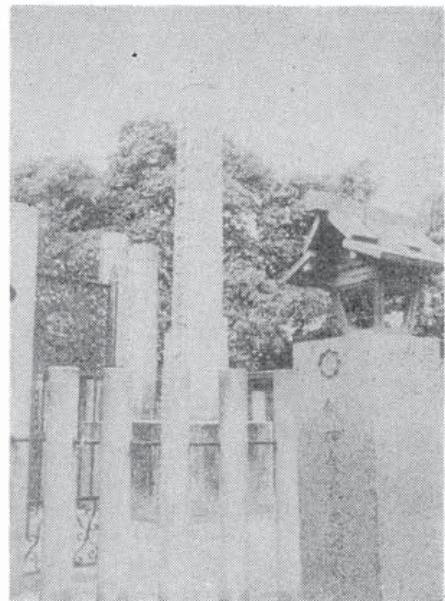


久正月  
二十一日伴七ツ五ろ新二月  
十八日成  
古長ら広前かさつけと申付  
廿二日ル金光大神御広前引  
天地金乃神様近ら乙佐づ  
私ニ久足位田瀬戸被仰付  
旧二月廿二日ちめらち  
古長方世話人八右衛門佐田あり  
金神さま乃  
御津師田四内ミ御乙とけ  
申上る用ニ御上もなニかすこしハ  
五勇ニ相成候  
内々留田茂古長とミケ  
瀬と勇茂古長  
いたん私ことぞか  
ふるい事相名ラツ  
田佐瀬為ニ  
十五日被仰付  
生神金光大神  
宇長志志んぞいあけんト申候  
廿三日カ三十日私久足いさし  
御津四たし御申上  
氏子乃願事御戸ミけやり

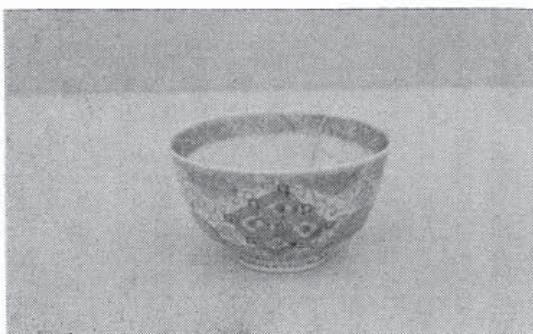
癸酉久れキ三月二日  
一向ゆふる江い連と被仰付  
以後  
ふるい事相名ラツ  
地明長久位  
田佐瀬為ニ  
十五日被仰付  
生神金光大神  
天地金乃神一心ニ願  
おかげハ  
和賀心仁あり  
今月今日でたのめい  
書付もじめいさし為をき

## 十九、生神金光大神

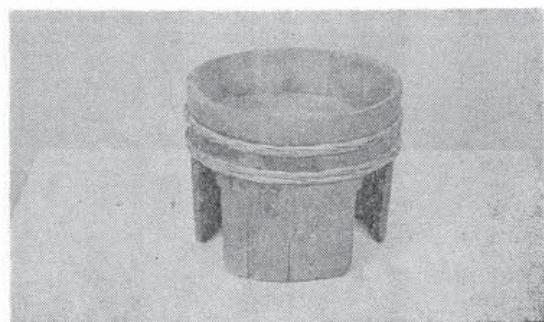
教祖のご遺品



唐金燈籠



茶碗



洗面たらい

教祖は、自宅の神前に奉仕すること二十四年、人びとの苦しみをつぶさに聞き取って神に祈り、自身が現に神におかげを受け、助かっている事實を説き聞かせた。この「取次」によって神のお陰にめざめ、信心を得た人々は、中国、四国、近畿の各地方に及び、おのずから本教が成立することになった。

神は、この取次者教祖を「生神金光大神」とよび、その祭り日を旧暦九月十日と定め、「金光大神祭」と称した。教祖は、生前からこの祭り日を大切にし、明治十六(一八八三)年旧暦九月十日(新暦十月十日)その祭りの当日、齢七十歳をもって世を去った。

教祖没後、その取次は、代を重ねること四代、現金光鑑太郎教主に受けつがれ、金光教本部の広前において、教祖さながらに、當時、取次の働きが行なわれている。また、その働きを中心に、今は国外にまで及んでいる一六八一の教会の広前で、日夜その取次が取り進められている。

## あとがき

金光図書館は、昭和五十八年に新築落成した。展示室は建物の一階、すなわち一番便利な場所に設けられた。金光を訪れる人々に、視覚を通して金光教を知って頂きたいという願いからである。

この展示室で、教祖百年大祭を記念して、昭和五十八年九月二十五日から十月十六日までの間、展覧会を開催した。第一展示室では、教祖金光大神の生きられ方、ご信心の一端に触ることにより、金光教を知る糸口となり、また、「金光教教典」御伝記「金光大神」を読む手引きとなればと考え、絵と資料でたどる金光大神のご生涯」と題し、絵・写真・ご遺品等に説明を加えて展示了。また、第二展示室では、現代社会に布教する金光教の姿を写真・パネル等で紹介した。

このたび、第一展示室の「絵と資料でたどる金光大神のご生涯」を紙面の都合上多少編集し直して、館報「土」第百十六号に掲載したものを抜刷りにした。

各頁とも上段の右側に絵画（原絵は彩色）と左側にその説明文を配し、下は関連する資料をもつて編集した。

なお、教祖伝記関係文献目録を、「土」第百一号・第百十五号に掲載しているので、参考にして頂きたい。